

○東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

昭和58年 7 月12日

東大阪都市清掃施設組合規則第 1 号

改正 平成元年 2 月13日規則第 1 号

平成 3 年 1 月 1 日規則第 1 号

平成 8 年 3 月15日規則第 1 号

平成20年 9 月30日規則第 4 号

平成29年 5 月19日規則第 2 号

令和元年 7 月 8 日規則第 3 号

令和 5 年 3 月24日規則第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年東大阪都市清掃施設組合条例第 8 号以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 別表に掲げる者以外の条例第 2 条第 3 号の規定による臨時又は、非常勤の職員については、勤務 1 日について8,500円を超えない範囲内とする。ただし、報酬の額を月額で定める必要がある場合は、月額200,000円を超えない範囲内において管理者が定める額とする。

第 3 条 この規則の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年 2 月13日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 1 月 1 日規則第 1 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は平成 2 年11月 1 日から適用する。
- 2 改正前の東大阪都市清掃施設組合報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の規定に基づいて平成 2 年11月 1 日からこの規則の前日までの間に非常勤の職員に支払われた報酬は、新規則の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 8 年 3 月15日規則第 1 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 9 月30日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 5 月19日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 7 月 8 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日規則第 4 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区分	報酬の額	
	日額	
コンプライアンス推進担当監	日額	12,500円
個人情報保護審査会	日額	15,000円
環境保全委員会	日額	8,000円